

令和6年度 第1回岡崎市成年後見制度利用促進協議会会議録

日 時 令和6年7月11日（木）14：00～

場 所 岡崎市福祉会館 201号室

出席委員 渡辺委員 都築委員 小出委員 伊藤委員 浅野委員 壁谷委員
前本委員 日下部委員 坂口委員 山本委員 埴委員（オンライン）

欠席委員 大木委員

オブザーバー 名古屋家庭裁判所岡崎支部 喜多氏

事務局 福祉部 阿部田部長

ふくし相談課：齊藤課長 寺西副課長 内藤係長 早川主査 浅野主査
松本主事

長寿課：勝田係長

障がい福祉課：丹内係長

社会福祉協議会：小野常務理事 松澤事務局長

成年後見支援センター：稲葉課長 中根主任 平木副主任 丸住副主任

1 開 会

2 議 事

- (1) 令和5年度成年後見支援センター事業について
- (2) 岡崎市成年後見制度利用促進計画の評価について
- (3) 岡崎市市民後見人の養成について

3 議事録

（会 長） 成年後見制度の法改正に向けて情報はありますか。

（事務局） 制度改正によりスポット的に支援できるように変更される方針のよう
です。また、意思決定支援のモデル事業が今年度拡充され当市も事業を
実施していく予定です。

（会 長） 成年後見人が決まったらずっと後見制度を続けなければならないこと
が、スポット支援になったときにどう変更していくのか、状況が落ち着
いて役割がなくなるかもしれないし、見守りできずに困るかもしれませ
ん。ある自治体では、弁護士が後見人のケースでも、事実行為としてお
金を届けに行く役割を社協が無償で担っています。一方で市民後見人を
養成しているので、重要な部分を後見人が担い、付随する事実行為を中
心に市民後見人が担うように移行するといいと感じています。法改正を
念頭に協議していきたいと思います。

- 議事 1 令和 5 年度成年後見センター事業について -

事務局より資料説明

(会 長) 質問やご意見はありませんか。

(委 員) 法人後見の件数の増加に伴い担当者は増えていますか。

(事務局) 業務改善による対応をしていくとともに、行政と相談していきたいと考えています。

(会 長) 前もっての人員確保は難しいので、実績に伴い増員を検討するという事です。何件で増員というような目安はありますか。常に増加について意識しながら検討をおねがいします。

(事務局) 法人後見については、市の事業ではないので、委託業務には含まれません。社協事業とはいえ、社協には市の補助も入っていて、今後のウェイトが増していくことも理解しているので、市民後見が入ることで法人後見の人員も確保できるかもしれませんし、後見センター業務と合わせて検討したいと考えています。

(会 長) 受任調整等支援業務、法人後見は候補 3 で選任 4 というのはどのように理解すればいいですか。

(事務局) 当初、社会福祉士会で候補として挙げた件について、後日社協の法人後見になった事例があり、数字がずれています。

(委 員) 受任調整会議で候補があがり、選任されない場合はありますか。

(会 長) 家裁の判断で選任されないことはあると思います。そのような例はありますか。

(事務局) 候補者に決まらなかった場合は、家裁から別団体に推薦依頼がかかることがあります。

(会 長) 日常生活自立支援事業から後見に移るケースはどのくらいありますか。

(事務局) 平均して年に 3 ～ 4 件ほどあります。

- 議事 2 岡崎市成年後見制度利用促進計画の評価について -

事務局より資料説明

(会 長) ご意見ご質問はありますか。

専門職からの相談が 28 件というのは、どのような内容ですか。

(委 員) 私は、毎月、支援について相談にのってもらい助かりました。

(事務局) 地域包括支援センターや社会福祉士会からの相談などを受けています。

(会 長) スーパーバイズは必要ですね。専門職であっても得意分野、不得意分野があるので、相談できるといいと思います。

(委 員) アウトリーチの回数が多いのはどのような理由ですか。実績が増えた

場合は、対応可能ですか。

(事務局) 訪問件数をアウトリーチとして計上しています。訪問の内容としては、相談支援、成年後見制度を利用するかどうかの見立て、支援関係者会議も含まれます。

(会 長) 通常の訪問に、相談が含まれているということですね。

(委 員) 相談件数は減っていますが、アウトリーチは増えているということですね。

(会 長) 1 件計上の定義を教えてください。

(事務局) 訪問の相談支援、アウトリーチについて実績で拾い分けることができていません。

(会 長) このことについて意見はありませんか。このままでいいでしょうか。

(事務局) 今後、検討します。

- 議事 3 岡崎市市民後見人の養成について -

事務局より資料説明

(会 長) ご意見ご質問をお願いします。県がオンライン研修をするということで、岡崎独自で対面研修を行い、希望があれば、日常生活自立支援事業や法人後見の業務に関わり、最終的には市民後見人として活動していただくということですね。

(委 員) 台帳の更新はどのくらいで行いますか。

(事務局) 2 年です。年齢で一律に区切らず面接を 2 年に 1 回実施します。

(委 員) 改正もあると思うので、資料として国での議論の内容資料をいただきたいです。既存の法律を基にして研修を実施して、研修後に法改正があった場合はどうするのか、フォローアップをどのようにするのか、大きく変わる部分への対応をイメージしたいです。

また、以前は岡崎市独自で研修を考えていたと思いますが、県と市の役割分担を教えてください。

(会 長) 法改正、研修体制について事務局説明をお願いします。

(事務局) 改正内容については、フォローアップ研修を必須として情報を更新できるような体制をとります。10 時間という設定をしていますが、必要に応じて増やすことも考えています。県は国の 50 時間の研修を実施し、市としては、独自に 10 時間研修を実施、フォローアップ研修については、愛知県の研修の中で足りない部分を行ったり、改正事項を県の研修を部分的に受講したりすることを想定しています。

法改正について議論している内容については後日資料を送ります。

(会 長) 岡崎独自の 10 時間の実務研修は講師や内容は決まっていますか。

- (事務局) 愛知県の研修を確認して、同行研修や事例検討など不足している部分を行いたいと考えています。
- (会 長) このような研修を zoom というのは、対面のほうが良い気がします。
- (委 員) ハンドブックは豊田市を参考にしているのでしょうか。
- (事務局) 豊田市はガイドラインを作成していますので、岡崎市として同じような構成で作成を考えています。
- (会 長) 3 ページの責任と倫理、本人の意思の尊重というところで、本人の意思が合理的でないから後見をつけるので、表現が難しいと思います。本人が「施設に入らない」「お金を全部使いたい」というのを、言葉を尊重するのがいいのか、本人の意思の尊重というのはどういうことなのか悩みます。
- (委 員) なぜ施設に入りたくないと言っているのか、自由に何をしたいのかそこを尊重するということではないでしょうか。
- (委 員) 家裁でいただいた成年後見 Q&A をいつも参考にしています。裁判所資料をもらえるのであれば、ハンドブックのボリュームを減らしてもいいのかなと思います。
- (会 長) 迷う場合があるので、困ったらセンターに相談するのがいいと思います。
- (事務局) センターに相談する内容についてハンドブックに記載していきます。
- (委 員) 活動は、後見、保佐、補助について対応が変わると思います。裁判所の資料や県の研修でも資料が出ると思います。運用や実務対応について、他の資料の記載内容と精査が必要ではないかと思います。
- (会 長) 期待できるのは、事例検討を予定しているので、ここで市民後見人は勉強できると思います。
- (委 員) 相談をするときに、センターが相談支援員でもあり監督人にもなるのでしょうか。以前の協議会では、複数後見人を前提としていましたが、今は違うということでしょうか。
- (事務局) 始めは複数後見を前提としていましたが、現状は、社協が監督人となるので、センターには市民後見人から毎回報告を受けると考えています。
- (委 員) 監督人として実施することと相談支援員として行うこと、センターとして両方を担う関係性が気になりました。監督人として同意が必要なことなどについて記載がありますが、いろいろなパターンがあるので検討が必要だと思います。
- (委 員) 司法書士会はリーガルサポートに詳細に報告しているが、社会福祉士会は個人情報に係る細かいことは報告していません。監督人は、個人情報が共有できると思いますが、どこまで相談を受けるときに個人情報を

共有しますか。

(委 員) 後見センターにアドバイスをもらう場合は、裁判所への報告書の書き方などを教えてもらっていますが、個人情報の共有は注意をしています。

(委 員) センターが監督人としてつく場合とつかない場合があるのか、同意が必要な場合はいつか、監督人と相談支援の立場が併存しますか。

(事務局) 基本的には、市民後見人の選任の場合は全て監督人がつきます。法人後見からの移行で社協が監督人となります。

(会 長) それであれば、監督人イコール相談支援員なのでわかりやすいです。

(委 員) あくまでも後見人は裁判所から選任されるので、内容について確認が必要だと思います。

(委 員) 社会福祉士会でマニュアルを作成しています。○か×かは、裁判所の資料で確認してもらうようにしています。本人の財産から出せるものや監督人の役割なども記載されています。

(事務局) ハンドブックは来年度の実務研修終了後に渡す予定なので、時間がありますので、検討をしていきます。

(会 長) 市民後見人の定義について、途中で読点を入れて2文に区切ったほうがいいと思います。

(事務局) 修正します。

(委 員) スケジュールについて、報道発表は1週間後ということでしょうか。説明会等で、カリキュラム等の内容も説明したほうがいいのではないのでしょうか。

(事務局) カリキュラムとしては国の案どおりです。市政だよりは8月1日発行です。事前説明会の報道発表は7月1日に実施しています。対象となる民生委員や福祉委員には、既に周知しています。愛知県も既にホームページに発表済です。

説明会としては、知多の今井氏の講演により地域の権利擁護について一般向けに話をいただいて、その第2部として県の研修の周知をします。

(委 員) オンライン操作が苦手な人に支援はしますか。

(事務局) 1人1アカウントで受講が必要なので、受講できるよう支援をします。初めはYouTubeと聞いていたのですが、eラーニングということです。

(委 員) ハードルが高いと思いますが、受講人数はどの程度を想定していますか。

(事務局) 豊田市などは20名程度と聞いています。受講の経過もみながら最後まで受講できるようサポートしていきたいと考えています。研修を修了しても登録者が少ないかもしれません。8月31日の権利擁護セミナーのチラシをお配りしますので、周知に御協力をよろしくお願いします。